

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、琴南町土地改良区、仲南町土地改良区及び満濃町土地改良区が合併し、まんのう町土地改良区を設立することについて、令和3年1月29日認可した。

なお、合併前の琴南町土地改良区、仲南町土地改良区及び満濃町土地改良区は、合併により解散する。

令和3年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造